

令和7年度 富士市通所介護施設共同送迎事業効果検証業務委託プロポーザル 企画書提案及び仕様書に関する質問の回答

NO	資料名	ページ	質問内容	回答
1	実施事項	P.4、P.6	『10(4)提出書類 事業実施体制図』および『13事業実施体制の確保等』について、ここでの体制とは本プロポーザルの効果検証業務における実施体制でしょうか。あるいは共同送迎の事業開始時点の体制でしょうか。また、いずれの場合の受託者の組織体制でしょうか。あるいは貴市や交通事業者、介護事業所を含む全体の体制を示していますでしょうか。	本プロポーザルの効果検証業務における実施体制図を提出してください。
2	実施事項	P.4	『10(5)留意事項 ③ 企画提案書に記載した配置予定の管理技術者、担当技術者及び照査技術者は、原則として変更できないこととする。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合は承諾を得ること。』について、管理技術者、担当技術者及び照査技術者の役割について教えてください。	この項目は削除とします。
3	仕様書	P.2	『7(2) 上記にかかる経費（賃金、外注、燃料代、車両管理等のコスト）を調査対象月ごとに集計すること。』について、ベースラインの算出方法によっては、調査対象月の以外の月の数値や集計する期間を短縮することは認められるでしょうか。	どの期間の事業所情報を回答してもらうか等の、調査対象月に関しては、富士市と協議の上変更可能とします。
4	仕様書	P.4	『（別表）利用者：被保険者番号』について、入手する目的を教えてください。	仕様書の「7 業務内容（3）の、一部の利用者の住所を使用し、調査対象エリアでの送迎ルートを設定した詳細なシミュレーションを示すこと。（該当利用者やその利用者数については委託者と協議の上決定すること）」に記されるシミュレーションを行うために、本項目を設けています。
5	仕様書	P.4	『（別表）利用者：共同送迎の利用意向』について、サンプル数の下限値を教えてください。	サンプル数の下限値は特段ございません。事業所に、利用者ごとの利用意向を判断し回答していただくことを想定しています。
6	仕様書	P.2	『7(1) 本仕様における必要回答数として、40事業所（1法人から複数事業所を1つの回答としてきたときは、回答された事業所数とする。）以上のアンケートを回収すること。』について、介護施設の意向により40事業所以上の回答が集まらなかった場合はどのような対応が求められるでしょうか。	「必要回答数として、40事業所」は富士市の規模と、調査結果の信頼性を考えた場合の必要数と考え、40事業所としています。
7	仕様書	P.2	『7(2) ・ベースラインは、送迎に係る経費について、必要に応じ減価償却なども取り入れ、フルコストで算出すること。このとき本来かかるべき費用（送迎者人件費、自動車任意保険費用等）が計上されていない場合は、委託者の指示によるものとする。』について、委託者とはどの団体を指していますでしょうか。	委託者とは富士市です。
8	仕様書	P.2	『7(2) ・キャンセル率を反映し、1回当たりの送迎（片道）に要する実際の平均時間、平均距離数を事業所ごとに定量すること。』について、調査対象の介護施設が関連するデータを保有していない場合、調査項目から除外することは認められるでしょうか。	関連するデータを介護施設が保有しない状況を確認し、富士市と協議の上判断とします。
9	仕様書	P.2	『7(2) ・各事業所において利用者送迎に対応する人員、車両台数、時間をサービス提供日ごとに整理し、調査対象月ごとに集計すること。』について、ベースラインの算出方法によっては、調査対象月の以外の月の数値や集計する期間を短縮することは認められるでしょうか。	どの期間の事業所情報を回答してもらうか等の、調査対象月に関しては、富士市と協議の上変更可能とします。